

## シルバー悠々（ゆうゆう）会員に関する要領

### （目 的）

第1条 この要領は、公益社団法人つくば市シルバー人材センター（以下「センター」という。）にシルバー悠々（ゆうゆう）会員を置くことに関し、必要な事項を定める。

### （種 別）

第2条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員は、定款第5条（2）に定める特別会員とする。

### （資 格）

第3条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員の資格は、次の各号を満たす者とする。

- （1）センターの正会員として5年以上の在籍期間があり、かつ、満70歳以上の者であること。
- （2）就業によらず、生きがいの充実や社会参加を希望する者であること。
- （3）センターの「就業不適格会員に対する取扱要領」第3条の各号の措置を受けた者でないこと。

### （登 録）

第4条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員として登録しようとする者は、所定の「登録申出書」を理事長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

### （会 費）

第5条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員は、会費規則第2条による会費を納入しなければならない。

### （権利と義務）

第6条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援しその運営に積極的に協力するものとする。

- （1）定時総会の出席と議決権
- （2）就業以外の各種センター事業への参加
- （3）センターから要請された活動への協力（ボランティア活動等）
- （4）センター運営に対する意見や要望の提出

### （退 会）

第7条 シルバー悠々（ゆうゆう）会員を退会しようとする者は、所定の「退会届」を理事長に提出しなければならない。

2 シルバー悠々（ゆうゆう）会員が定款第8条に該当した時は退会したものとする。

### （除 名）

第8条 除名については、定款第10条の規定によるものとする。

### （会費等の返還）

第9条 退会又は除名されたシルバー悠々（ゆうゆう）会員が既に納入した会費等は返還しない。

### （補 足）

第10条 この要領に定めるもののほか、シルバー悠々（ゆうゆう）会員に関する必要な事項は理事会で定める。

### 附 則

この規程は、令和元年11月21日から施行する。

# シルバー悠々（ゆうゆう）会員登録申出書

公益社団法人つくば市シルバー人材センター  
理事長 様

令和 年 月 日

住 所 〒

氏 名 ⑩

私は、公益社団法人つくば市シルバー人材センター「シルバー悠々（ゆうゆう）会員」として登録したいので、申し出します。

なお、当センターにおける私の正会員としての在籍期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までです。

# シルバー悠々（ゆうゆう）会員退会申出書

公益社団法人つくば市シルバー人材センター  
理事長 様

令和 年 月 日

住 所 〒

氏 名

印

私は、公益社団法人つくば市シルバー人材センター「シルバー悠々（ゆうゆう）会員」を退会したいので、申し出します。